

## 河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成28年河内長野市条例第6号。以下「条例」という。）第7条及び第12条第1項の規定による許可の申請の手続き等に先立って実施する事前の協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(事前協議書の提出)

第3条 条例に基づく許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土砂埋立て等事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）又は土砂埋立て等変更事前協議書（様式第2号。以下「変更事前協議書」という。）を市長に提出し、協議するものとする。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

- (1) 埋立て等区域及び施設設置区域の位置図
- (2) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図
- (3) 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図
- (4) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- (5) 埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し
- (6) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書
- (7) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
- (8) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
- (9) 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 変更許可申請に伴う変更事前協議書には、前項の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

(周辺地域の住民への説明会)

第4条 事業計画者は、条例第9条に規定する説明会（以下「説明会」という。）を開催するときは、あらかじめ、開催の日時及び場所、説明内容等について記載した説明会開催予定報告書（様式第3号）を市長に提出し、事前協議をするものとする。

2 事業計画者は、説明会を開催したときは、速やかに、説明した内容並びに出席者の要望及び意見、それらへの回答等について記載した説明会開催結果報告書（様式第4号）を、議事録及び録音記録媒体とともに市長に提出し、事前協議をするものとする。ただし、説明会参加者の代表者として自治会長等が議事録に署名した場合は、録音記録媒体を提出しないことができる。

3 事業計画者は、説明会で説明する前条第2項第7号の計画等において土砂埋立て等の目的の変更等、改めて周知すべき変更が生じた場合の取扱い等に関し、当該説明会において説明会参加者と協議して定めておかななければならない。

(市職員による現地調査)

第5条 市長は、事業計画者から事前協議書又は変更事前協議書の提出があったときは、その職員に埋立て等区域及びその周辺地域の現地調査を行わせるものとする。

(他法令等所管の関係機関への情報提供)

第6条 市長は、埋立て等区域における土砂埋立て等に適用される法令等を所管する関係機関に対し、事前協議書など事業計画者から提出された書類を提供することができる。

(報告の徴収)

第7条 市長は、事業計画者に対し、必要に応じて、説明会及びその他関係者との調整、協議等に関し、報告を求めることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。